

学校法人会計について

1 学校法人とは

○学校法人とは、私立学校の設置を目的として私立学校法により設置された法人のことです。国が設置する国立学校、都道府県や市町村などの地方自治体が設置する公立学校に対して、学校法人は私立学校を設立する母体となっています、

○私立学校の設立に関しては、所轄庁（文部科学大臣又は都道府県知事）が定める設置基準等を満たすことが必要です。学校法人による学校運営は、国公立の学校と比べて、特色のある教育理念を掲げ、独自の教育方針を実践しています。

※私立学校法

制 定：昭和 24 年 12 月 15 日 法律第二百七十号
最終改正：平成 26 年 6 月 13 日 法律第六九号

2 学校会計とは

○私立学校法人の会計処理は、以下の法律に従って会計処理を行っています。

○私立学校法

- ・学校法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。
- ・学校法人は、これらの書類と監事の監査報告書を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

○私立学校振興助成法

国等から補助金の交付を受ける学校法人は、私立学校振興助成法により、次の対応が必要であると定められています。

- ・文部科学大臣の定める学校法人会計基準に従い会計処理を行い、計算書類を作成すること。
- ・計算書類、収支予算書を所轄庁へ会計年度終了後 3 か月以内に届け出ること。
- ・計算書類については、公認会計士または監査法人の監査を受けること。

※私立学校振興助成法

制 定：昭和 50 年 7 月 11 日 法律第 61 号
最終改正：平成 27 年 6 月 24 日 法律第 46 号

3 学校法人会計基準とは

○学校法人会計基準の第 2 条では、下記に掲げる原則によって、会計処理を行なうことが定められています。

- ・財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。
- ・すべての取引について、複式簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成すること。
- ・財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明らかに表示すること。
- ・採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

※学校法人会計基準

制 定：昭和 46 年 4 月 1 日

文部省令第 18 号

最終改正：平成 27 年 3 月 30 日

文部科学省令第 13 号

○学校法人会計基準の第 4 条では、下記書類の作成が必用とされています。

- ・資金収支計算書並びにこれに附属する次に掲げる内訳表及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書
 - 資金収支内訳表
 - 人件費支出内訳表
- ・事業活動収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表
- ・貸借対照表及びこれに附属する次に掲げる明細表
 - 固定資産明細表
 - 借入金明細表
 - 基本金明細表

4 学校会計と企業会計の違いは

○学校会計

学校法人は極めて公共性の高い経営体で、その目的である教育・研究活動を安定的に継続していくために、資金の収入と支出を明らかにすることを重視しています。

○企業会計

企業は、営利目的の経済活動を行う組織で、利益を追求することを目的とし、利益の源泉となる収益とそれに費やした費用から経営状態を見ることとなります。

	学校法人会計	企業会計
事業目的	教育研究活動	利益の追求
会計原則	収支を重視	損益を重視
会計処理ルール	学校法人会計基準	企業会計
作成書類	資金収支計算書	キャッシュ・フロー計算書
	事業活動収支計算書	損益計算書
	貸借対照表	貸借対照表
利益処分（配当など）	無	有

5 資金収支計算書（学校会計）とキャッシュ・フロー計算書（企業会計）

○企業会計の「キャッシュ・フロー計算書」に該当します

企業会計のキャッシュ・フロー計算書は、損益計算書では把握できない資金の動きを営業活動、投資活動、財務活動ごとに示す資料です。

学校会計の資金収支計算書は全ての収入・支出を表す資料となっております。

損益には関わらない前受金などの資金収入、固定資産取得時の資金支出など資金の増減に関わるものをすべて表示します。

どのような活動で資金が増減したのか、期首の資金残高が、どのような活動により期末の資金残高になったのかを把握することができます。

6-1 事業活動収支計算書（学校会計）と損益計算書（企業会計）

- 学校法人の損益を表すのが事業活動収支計算書で、企業会計でいう「損益計算書」に当たり、資金の動きを伴わない「現物寄付」、「減価償却額」、「退職給与引当金繰入額」などを加えて収支計算を行います。資産や負債となる収支は含まれません。
- 企業会計と学校会計でもっとも異なる点は、当年度収支差額の前に「基本金組入額」という科目がある点です。
基本金組入額をマイナスする前の基本金組入前当年度収支差額が、企業会計での最終損益と同じものになります。
- 企業会計では損益を段階的に営業損益、経常損益、税引前損益、税引後損益と表示するのに対し、学校会計では収支バランスを段階的に経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額、当年度収支差額と表示することとされています。

6-2 基本金の種類と、基本金組入額とは

○基本金は、学校法人会計基準において、以下の4つに分類し規定されています。

- ・「第1号基本金」：校地、校舎、機器備品、図書などの固定資産の取得価額
- ・「第2号基本金」：固定資産を取得するために留保した預金などの資産の額
- ・「第3号基本金」：奨学基金、研究基金として継続的に保持し運用する資産の額
- ・「第4号基本金」：学校法人の円滑な運営に必要な運転資金の額

○基本金組入額とは

学校法人がその諸活動の計画に基づき、教育研究の維持・充実に必要な資産を継続的に保持するために確保しなければならない金額をあらかじめ差し引くことです。事業活動収支計算書において基本金へ組み入れた額になります。

7 貸借対照表

- 年度末における財政状況を示すもので、当該年度末における資産、負債、純資産（基本金、繰越収支差額）を表し、学校法人がその時点で、どのような資産（または負債）がどれだけあるかという財政状況を示します
- 貸借対照表の役割は、企業会計の「貸借対照表」と同じですが、資本金の代わりに学校法人特有の「基本金」が記載されます。